

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月14日

【四半期会計期間】 第13期第3四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社ジーエヌアイグループ

【英訳名】 GNI Group Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 03-5326-3097

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 03-5326-3097

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第3四半期 連結累計期間	第13期 第3四半期 連結累計期間	第12期
会計期間	自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日
売上高 (千円)	120,542	124,558	161,943
経常損失 (千円)	361,106	622,865	484,600
四半期(当期)純損失 (千円)	334,304	560,330	482,255
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	361,710	591,176	505,406
純資産額 (千円)	1,169,045	816,255	1,030,649
総資産額 (千円)	1,629,884	1,840,380	1,570,269
1株当たり四半期(当期)純損失 (円)	3.36	5.56	4.85
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			-
自己資本比率 (%)	53.4	31.4	48.0

回次	第12期 第3四半期 連結会計期間	第13期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純損失金額 (円)	1.14	3.53

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

尚、当第3四半期連結会計期間において、GNI-EPH Pharmaceuticals, Incの中間持株会社として、GNI-EPH(HONG KONG)Holdings Limitedを香港に設立致しました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

尚、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）において当社グループは前連結会計年度から引き続き医薬品開発を行う企業として成長を遂げるため、現在保有する創薬候補物の市場化を目指し、治験を着実に進めていくことを重要な経営課題としております。

特発性肺線維症・放射線性肺炎・糖尿病腎症治療薬 F647

中国において、商品化に最も近い創薬候補物であるF647（一般名：ピルフェニドン）については、特発性肺線維症（IPF）治療薬、放射線性肺炎（RP）治療薬、及び糖尿病腎症（DN）治療薬という3つの適応症がありますが、そのうち特発性肺線維症（IPF）治療薬において平成23年9月に中国国家食品薬品监督管理局（SFDA（現・国家食品薬品監督管理総局（CFDA））の新薬承認を取得致しました。新薬を販売する為に必要な製造販売許可の取得に向け、平成25年2月、特発性肺線維症治療薬F647の製造販売許可申請書を提出致しました。（詳細につきましては、平成25年2月4日に提出したIR資料をご参照ください。）一方、放射線性肺炎（RP）治療薬も良好な臨床試験の結果を受け、更なる有効性と安全性を確かめる為に第3相臨床試験を計画しております。尚、平成24年6月に中国において、F647とその誘導体であるF351について放射線性肺損傷治療用途として特許を取得し、更に平成25年2月に日本、平成25年9月にはカナダにおいてF647とF351の放射線性肺炎治療用途に関する特許を新たに取得致しました。（詳細につきましては、平成25年9月6日に提出したIR資料をご参照ください。）F647を放射線性肺炎（RP）や腎不全の他にも多種の線維症治療薬として開発を進めております。平成25年1月、新たにF647の追加適応症として糖尿病腎症（DN）治療薬の治験許可（IND）申請書を提出致しました。（詳細につきましては、平成25年1月23日に提出したIR資料をご参照ください。）

肝線維症治療薬 F351

これらに続く創薬候補物のF351は、イーピーエス株式会社（4282東証一部上場企業）と当社グループが保有する技術、知的財産、ノウハウ等を共有し肝線維症等の分野での新しい医薬品や医療技術の早期開発を目的として設立致しました合弁会社であるGNI-EPS Pharmaceuticals, Incにて、平成25年6月に中国に於いて肝線維症治療薬F351の第1b相臨床試験（様々な施用量での長期に亘る服用についての更なる試験）を終了致しました。（詳細につきましては、平成25年6月28日に提出したIR資料をご参照く

ださい。)また、インドにおいてF351の物質、製造方法及び線維症治療用途に関する特許査定のお知らせを受領致しました。この他、肝線維症と類似する腎線維症は最終的に腎不全へとつながる疾患であり、効果的な治療薬の開発が早急に望まれる疾患であります。この腎線維症についても現在F351の有効性を確認する為の各種動物実験を行っており、現段階において、F351は肝線維症及び腎線維症に対し、優れた特徴を示しており将来の新薬開発を期待しているところであります。尚、当社は中国、豪州、カナダ、米国、日本、及び欧州でF351の特許権を取得しております。

急性肝不全・慢性肝不全急性化(ACLF)治療薬 F573

急性肝不全・慢性肝不全急性化(ACLF)治療薬 F573は、前述F647、F351に続く3つ目の新薬候補物であります。F573は、強力な肝細胞死阻害剤として米国企業EpiCept社が開発したジペプチド化合物であります。中国は、B型肝炎ウイルスが原因で、世界でも大きな肝疾患市場となっており、重症肝炎の最終ステージにおいて、大規模な肝細胞死が発生する可能性があります。現存する抗ウイルス剤以外、残された選択肢である肝臓移植は大変高価な最終手段であり、早急な新薬の開発が望まれるところであります。当社グループは、過去3年に渡り、F573の合成法等について体系的に前臨床試験を行って参りました。その結果、様々な肝不全動物モデルにおいて、F573が強力な細胞死の阻害並びに生存率改善を示した事を受け、平成23年7月に上海食品薬品监督管理局(FDA)に対し、新薬治験許可(IND)申請書を提出致しました。

その他

子会社・北京コンチネント薬業有限公司(BC社)は、平成24年10月30日にBeijing Municipal Government が推進するバイオ関連企業の成長性に於いて成果を出した企業に与えられるG20 Project Innovation Award を受賞し、市の投資機関を通して1千万RMBの投資受入れの契約書を締結致しました。(詳細につきましては、平成25年5月15日及び同年6月4日に提出したIR資料をご参照ください。)

子会社・上海ジェノミクス社(SG社)は、F647の開発に関して重点先端科学技術開発分野で顕著なる功績を表彰され、研究開発資金として助成金977千RMBの交付通知を受領致しました。(詳細につきましては、平成25年6月7日のIR資料をご参照ください。)

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期より4,015千円増加し、124,558千円、営業損失は、前年同四半期より247,370千円増加し、597,019千円、経常損失は、前年同四半期より261,759千円増加し、622,865千円となりました。四半期純損失は、前年同四半期より226,026千円増加し、560,330千円となりました。

日本セグメントにおきましては、当第3四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期より9,880千円増加し、24,104千円、セグメント損失は、前年同四半期より1,452千円増加し、130,701千円となりました。

中国セグメントにおきましては、当第3四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期より2,701千円増加し、121,818千円、セグメント損失は、前年同四半期より305,414千円増加し、460,268千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて270,110千円増加し、1,840,380千円となりました。負債は、前連結会計年度末に比べて484,505千円増加し、1,024,125千円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べて214,394千円減少し、816,255千円となりました。純資産の増減は、主に560,330千円の四半期純損失を計上したことによる減少及び新株予約権のうち未行使の新株予約権が行使されたこととともない資本金及び資本準備金が合計で364,801千円増加したことによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は338,049千円であります。

尚、当第3四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況の重要な変更はありません。

(臨床開発)

当社グループは、自社が保有する肺線維症治療薬（F647：IPFに関しては平成23年9月に中国国家食品薬品监督管理局（SFDA（現・国家食品薬品監督管理総局（CFDA））の新薬承認を取得、平成25年2月に製造販売許可申請書を提出、RPIに関しては中国で第2相臨床試験終了、糖尿病腎症治療薬に関しては中国で新薬治験許可申請（平成25年1月23日））と肝線維症治療薬（F351：中国で第1b相臨床試験終了（平成25年6月28日））の臨床開発並びに、F573に関しては、前臨床試験を終了し新薬治験許可（IND）申請書を提出しております。中国での販売にあたって、医薬品の製造工場が必要となりますが、既に新薬承認されたIPF治療薬F647に関しては、製造販売許可を取得後、北京コンチネント薬業有限公司にて、その製造販売を行います。また医薬品のパイプラインを充実させる為に、自社開発に加えて、創薬候補物の外部からのライセンスにも積極的に取り組んで参ります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	243,527,000
計	243,527,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	102,513,831	105,202,831	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は1,000株であります。
計	102,513,831	105,202,831		

(注) 提出日現在発行数には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	867,000	102,513,831	27	3,687	27	3,647

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 101,600,000	101,600	-
単元未満株式数	普通株式 43,831	-	-
発行済株式総数	101,646,831	-	-
総株主の議決権	-	101,600	-

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式数」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 ジーエヌアイグループ	東京都新宿区西新宿 三丁目7番1号	3,000	-	3,000	0.00
計		3,000	-	3,000	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次の通りであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		安川定之	平成25年6月30日

尚、平成25年7月1日以降の役員の異動は、次の通りであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役 代表執行役	COO	松田均	昭和28年 6月22日	昭和52年4月	三井物産株式会社入社	(注)1	平成25年 7月1日
				平成元年7月	中国広州事務所所長代理		
				平成4年10月	同事務所副所長		
				平成7年10月	ドイツ三井物産有限会社Director、GM of Plastics Division就任		
				平成10年10月	香港AK&M Trading Co., Ltd、Managing Director		
				平成20年4月	三井物産本店化学品第二本部業務部企 画業務室Senior Adviser		
				平成22年8月	同本店基礎化学品業務部企画業務室 Coordinator中国チームTeam Leader		
				平成25年6月	三井物産株式会社退職		
平成25年7月	当社 取締役・代表執行役COO就任(現)						

(注) 1 . 取締役 松田均は、第12期定時株主総会にて平成25年7月1日をもって選任されており、任期は就任の時から平成25年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役・相談役	取締役代表執行役COO	片岡隆志	平成25年7月1日
取締役執行役、 事業開発・ファイナンス	取締役	トーマス・イーストリング	平成25年9月1日

(3) 委員会体制の異動

委員会名	新役員	旧役員	異動年月日
指名委員会	イン・ルオ(委員長) 指輪英明 リウエン・ウ	イン・ルオ(委員長) リウエン・ウ トーマス・イーストリング	平成25年7月1日
報酬委員会	松田均(委員長) 指輪英明 ワンショウ・グオ	片岡隆志(委員長) 指輪英明 ワンショウ・グオ	平成25年7月1日
監査委員会	指輪英明(委員長) 片岡隆志 リウエン・ウ	指輪英明(委員長) 安川定之 リウエン・ウ	平成25年7月1日

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	821,954	768,040
受取手形及び売掛金	¹ 36,832	¹ 51,275
有価証券	6,955	7,990
たな卸資産	73,532	116,446
その他	21,130	35,817
貸倒引当金	19,700	27,240
流動資産合計	940,705	952,328
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	98,039	108,485
機械及び装置(純額)	35,448	31,448
車両運搬具(純額)	6,270	10,584
工具、器具及び備品(純額)	4,864	4,797
建設仮勘定	64,887	74,386
有形固定資産合計	209,510	229,701
無形固定資産		
のれん	100,928	109,623
特許権	-	188,657
借地権	312,479	352,371
ソフトウェア	448	442
無形固定資産合計	413,856	651,094
投資その他の資産		
その他	6,198	7,255
投資その他の資産	6,198	7,255
固定資産合計	629,564	888,051
資産合計	1,570,269	1,840,380
負債の部		
流動負債		
買掛金	43,789	57,857
短期借入金	101,960	101,153
1年内返済予定の長期借入金	3,938	4,524
未払金	28,202	15,692
未払費用	7,584	8,964
前受金	38,509	76,534
未払法人税等	24,351	24,981
預り金	1,728	307,902
賞与引当金	10,849	7,559
その他	102	-

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
流動負債合計	261,016	605,170
固定負債		
長期借入金	261,028	287,079
預り保証金	-	111,860
その他	17,575	20,015
固定負債合計	278,603	418,954
負債合計	539,620	1,024,125
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,504,692	3,687,092
資本剰余金	3,464,692	3,647,092
利益剰余金	6,202,351	6,762,682
自己株式	155	155
株主資本合計	766,877	571,347
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	13,884	6,788
その他の包括利益累計額合計	13,884	6,788
新株予約権	161,569	173,051
少数株主持分	116,086	65,067
純資産合計	1,030,649	816,255
負債純資産合計	1,570,269	1,840,380

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
売上高	120,542	124,558
売上原価	93,255	127,269
売上総利益又は売上総損失()	27,286	2,711
販売費及び一般管理費	376,935	594,307
営業損失()	349,648	597,019
営業外収益		
受取利息	452	614
その他	841	1,959
営業外収益合計	1,293	2,574
営業外費用		
支払利息	6,865	6,919
為替差損	132	9,749
株式交付費	5,325	11,627
その他	428	124
営業外費用合計	12,751	28,420
経常損失()	361,106	622,865
特別利益		
賞与引当金戻入額	1,683	-
新株予約権戻入益	2,692	-
過年度損益修正益	31	-
固定資産売却益	1,429	141
償却債権取立益	5,859	-
その他	138	-
特別利益合計	11,835	141
特別損失		
固定資産売却損	349	-
減損損失	13,333	3,476
特別損失合計	13,682	3,476
税金等調整前四半期純損失()	362,954	626,200
法人税、住民税及び事業税	907	907
少数株主損益調整前四半期純損失()	363,861	627,107
少数株主損失()	29,557	66,776
四半期純損失()	334,304	560,330

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	363,861	627,107
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	2,151	35,931
その他の包括利益合計	2,151	35,931
四半期包括利益	361,710	591,176
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	332,863	539,657
少数株主に係る四半期包括利益	28,846	51,518

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
連結の範囲の重要な変更 当四半期連結会計期間より、新たに設立したGNI-EPS(HONG KONG)HOLDINGS LIMITEDを連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当社グループのうち、当社及び子会社である北京コンチネント薬業有限公司(以下、「BC社」)は、有形固定資産の減価償却方法について従来、主として定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)を除く)を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。 当社グループの事業計画では、BC社は当期より新薬(F647、特発性肺線維症治療薬)の製造開始を予定しております。現時点で必要とされている新規製造設備はすでに設置され、今後は耐用年数に亘って安定的な使用を計画しております。この新規投資は、収益に対して長期的かつ安定的に貢献することが見込まれることから、設備投資した資産は耐用年数に亘って均等配分し、収益と費用との対応の観点から定額法が経営実態を適切に反映するより妥当な方法であると判断しております。 また既存の製造設備についても、新薬の開発を契機に製造設備の使用状況を検討したところ、概ね耐用年数に亘って安定的に使用されていることから投下資本を平均的に回収する方法が最も合理的と判断しております。また既存の製造設備の修繕維持費も過去実績を検討した結果、大きな変動はなく時の経過と共に著しい劣化又は機能が低下する製造設備ではないと判断しております。 更に当社における固定資産は当社グループ全体から見ると比較的少額なものであり、子会社の減価償却方法と一致させることが経営管理上、合理的と判断しております。 この変更により、従来の方によった場合と比べて、当第3四半期連結累計期間の売上総損失は954千円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ978千円減少しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
1 受取手形裏書譲渡高 14,310千円	1 受取手形裏書譲渡高 9,453千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次の通りであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
減価償却費 23,916千円	減価償却費 21,959千円
のれん償却額 65,428千円	のれん償却額 6,139千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

第2四半期連結累計期間において第三者割当による新株予約権(4,235個、4,235,000株)並びにその他新株予約権(394個、394,000株)の行使がされ、更に、当第3四半期連結会計期間において新株予約権(56個、56,000株)の行使がされたため、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本準備金が191,618千円増加致しました。この結果、当第3四半期連結会計期間末において、資本金が3,501,050千円、資本準備金が3,461,050千円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

第2四半期連結累計期間において第三者割当による新株予約権のうち未行使新株予約権(40個、400,000株)並びにその他新株予約権(1,354個、1,354,000株)、更に、当第3四半期連結会計期間において新株予約権(867個、867,000株)の行使がされたため、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本準備金が182,400千円増加致しました。この結果、当第3四半期連結会計期間末において、資本金が3,687,092千円、資本準備金が3,647,092千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I. 前第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益計 算書上計上額 (注)2
	日本	中国	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,167	111,374	120,542		120,542
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,056	7,742	12,798	12,798	
計	14,223	119,116	133,340	12,798	120,542
セグメント損失()	129,248	154,854	284,103	65,545	349,648

(注)1. セグメント損失の調整額 65,545千円は、セグメント間取引消去 116千円、全社費用 65,428千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しないのれん償却額であります。

2. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「日本」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において13,333千円であります。

II. 当第3四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益計 算書上計上額 (注)2
	日本	中国	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	18,447	106,111	124,558		124,558
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,657	15,707	21,364	21,364	
計	24,104	121,818	145,922	21,364	124,558
セグメント損失()	130,701	460,268	590,970	6,049	597,019

(注)1. セグメント損失の調整額 6,049千円は、セグメント間取引消去 90千円、のれん償却額 6,139千円が含まれております。

2. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「中国」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において3,476千円であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 9月30日)
1 株当たり四半期純損失金額	3 円36銭	5 円56銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失(千円)	334,304	560,330
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	334,304	560,330
普通株式の期中平均株式数(株)	99,441,212	100,862,818
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 当社は、平成25年9月25日付の取締役会決議による委任に基づき、平成25年10月7日付の経営会議において、平成25年6月10日に発行した第36回新株予約権（第三者割当て）のうち、平成25年10月24日に残存する第36回新株予約権の全部を取得及び消却することを決議しました。

銘柄名：株式会社ジーエヌアイグループ第36回新株予約権（行使価額修正条項付き）

取得及び消却する新株予約権の個数：933個

新株予約権の取得及び消却日：平成25年10月24日

新株予約権の取得価額：69,042千円（新株予約権1個当たり74千円）

2. 当社は、平成25年9月25日付の取締役会決議による委任に基づき、平成25年10月7日付の経営会議において、第37回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、並びに、本新株予約権について、金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議しました。

決議年月日	平成25年10月24日
新株予約権の数（個）	960（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,600,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成25年10月25日 至 平成27年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、10,000株であります。

2. 本新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3. 本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下の通りです。

本新株予約権の目的となる株式の総数は9,600,000株、割当株式数（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数）は10,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（注3に定義する。）が修正されても変化しない。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(ii) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初441円とする。但し、行使価額は下記に定めるところに従い調整されるものとする。

行使価額の修正

(i)下記(ii)を条件に、行使価額は、行使日以降、各修正日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。

(ii)修正日にかかる修正後の行使価額が300円（以下「下限行使価額」という）を下回ることとなる場合には下限行使価額を修正後の行使価額とする。

本新株予約権の取得

(i)本新株予約権の取得が必要と取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり49,000円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(ii)株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり49,000円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は割当先との間で、以下の内容を含む本新株予約権のコミットメント条項付き第三者割当て契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結しました。本割当契約に従って、当社は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権を割当先に付与したうえで、割当先が自らの判断で本新株予約権を行使するほか、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」という）できる仕組みとなっており、割当先は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットする。但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように指定する必要がある。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできない。当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」という）することができる。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができる。但し、前述の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けて割当先がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできない。

当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

4. 株式の発行価格は、本新株予約権の発行価格1株当たり4.9円と行使時の払込価格とを合算した額とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 平成25年6月10日に発行致しました第36回新株予約権は、平成25年10月24日までに下記の通り行使されました。

銘柄名：株式会社ジーエヌアイグループ第36回新株予約権（行使価額修正条項付き）

平成25年10月の交付株式数：27個（270,000株）

平成25年10月の行使額面総額：135,000千円

平成25年10月に行使された新株予約権の発行価格総額：1,998千円

資本へ組み入れる額：68,499千円

- 4．平成25年10月24日に発行致しました第37回新株予約権は、平成25年11月13日までに、以下の通り行使されました。

銘柄名：株式会社ジーエヌアイグループ第37回新株予約権（行使価額修正条項付き）

平成25年11月13日までの交付株式数：356個（3,560,000株）

平成25年11月13日までの行使額面総額：1,498,370千円

平成25年11月13日までに行使された新株予約権の発行価格総額：17,444千円

資本へ組み入れる額：757,907千円

- 5．その他、当第3四半期連結会計期間終了後平成25年11月13日までに、389個の新株予約権が行使されました。その概要は次の通りであります。

行使された新株予約権の数：389個（389,000株）

行使額面総額：13,026千円

行使された新株予約権の総額：11,887千円

資本へ組み入れる額：12,456千円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月14日

株式会社ジーエヌアイグループ
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	杉 田	純
代表社員 業務執行社員	公認会計士	海 藤	丈 二
代表社員 業務執行社員	公認会計士	遠 藤	今朝夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイグループの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示する為に経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイグループ及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成25年10月24日に第36回新株予約権(行使価額修正条項付き)の取得と消却、及び第37回新株予約権(行使価額修正条項付き)の発行を行った。

これらの権利行使により、会社は新株式の発行を行った。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。